

公示番号：19a00384

国名：中南米地域

担当部署：地球環境部 環境管理グループ 環境管理第二チーム

案件名：中南米地域ドミニカ共和国全国総合廃棄物管理制度・能力強化プロジェクト
フェーズ2 詳細計画策定調査（評価分析）及びニカラグア共和国廃棄物管理関連情報
収集（廃棄物管理）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：評価分析／廃棄物管理
- (2) 格付：3号～4号
- (3) 業務の種類：調査団参団

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年9月上旬から2019年12月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内0.70M/M、現地0.73M/M、合計1.43M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
7日	22日	7日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：8月14日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は
郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ（ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）

(https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition_2019.pdf) をご覧ください。

なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年8月26日（月）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：

①業務実施の基本方針	16点
②業務実施上のバックアップ体制等	4点
- (2) 業務従事予定者の経験能力等：

①類似業務の経験	40点
②対象国又は同類似地域での業務経験	8点
③語学力	16点
④その他学位、資格等	16点

(計100点)

類似業務	評価分析／廃棄物管理に係る各種業務
対象国／類似地域	ドミニカ共和国・ニカラグア共和国／全途上国
語学の種類	英語またはスペイン語

5. 条件等

(1) 参加資格のない社等：

本調査を受注した法人及び個人（補強所属元企業含む）は、ドミニカ共和国に係る当該技術協力プロジェクト等事業本体への応募・参加を認めません。

(2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

【ドミニカ共和国】

ドミニカ共和国は、近年の経済成長の結果一人当たり GNI が 7,370 米ドル（2018 年、世銀）と中進国に位置づけられているが、首都のサントドミンゴ特別区では人口増加に伴い、廃棄物の量も 2005 年から 2016 年にかけて 27%増加している。一方で、全国の最終処分場ではオープンダンプが行われており、環境及び健康への影響が指摘されている。このような状況を踏まえ、技術協力プロジェクト「全国廃棄物管理制度・能力強化プロジェクト（2014-2017）」によって、全国の廃棄物管理の監督機関である環境天然資源省（以下「環境省」）の能力強化を実施し、広域廃棄物管理のための自治体連動形成モデル構築を実施した。また、アスア県で自治体連合による最終処分場パイロット運営を実施し、その有効性から、同様の取り組みを他の自治体にも広げるべきであることが確認された。

同案件終了後の 2017 年 7 月、政府は「清潔なドミニカ (Dominicana Limpia)」計画を発表し、廃棄物管理に関する啓発と最終処分場のリハビリ、自治体連合による最終処分場建設などに取り組んでいる。環境省とドミニカ自治体連盟は同計画の最終処分場に関する実施責任を負っている一方で、最終処分場のリハビリや新設の適切な事例はごく限られており、廃棄物の発生から最終処分までを適切に管理する体制（統合廃棄物管理）の構築には至っていない。加えて、現在環境省には最終処分場を設計・建設・運営することを技術的に支援する十分な能力、経験を有していない。このような状況を踏まえ、最終処分場の計画、設計から運営、閉鎖に到るまでの一連の能力強化及び統合的廃棄物管理の推進にかかる支援がドミニカ共和国政府より要請された。

本詳細計画策定調査は、要請内容をもとに、プロジェクトの実施体制及び活動内容を含む協力のフレームワーク全体を確認・協議し、関連する合意文書を締結することを目的とする。

なお環境社会配慮に関し、本プロジェクトは「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010 年 4 月公布）上、セクター特性、事業特性及び地域特性に鑑みて環境への望ましくない影響が重大でないと予察されるため、カテゴリ B に分類されている。

【ニカラグア共和国】

ニカラグア共和国は、人口 622 万人（2017 年、世銀）、一人当たり GNI が 2,130 米ドル（2017 年、世銀）と中南米最貧国の一つであり、基礎的社会インフラが整備されていない地域が多い。今回の調査対象地域である首都マナグアを含む都市部に人口が

集中していることに加え、人口増加率も高く、これら住民の排出する廃棄物の処理への適切な対応は喫緊の課題である。マナグア市は廃棄物収集会社 EMITRIDES (Empresa de Tratamiento Integral de Desechos Sólidos) を設立し、GPS による収集車のトラッキングや中継輸送や小規模ごみ集積所の配置、廃棄物選別プラントの設置や廃棄物処理場の住民数百人を雇用した分別の実施、衛生埋立処分場の設置などにより一般廃棄物の適切な収集・処分に努めているが、処理コストが高いため長期的に採算性がとれる方策が求められているほか、衛生埋立処分場の延命化も求められている状況にある。本調査では今後のマナグア市の廃棄物分野への適切な協力内容を検討するための基礎情報を収集し、今後の支援の可能性及び支援策の検討の基礎資料とする。

7. 業務の内容

【ドミニカ共和国】

本業務従事者は、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、技術協力プロジェクトの仕組み及び手続きを十分に把握のうえ、「JICA 事業評価ガイドライン第 2 版」(2014 年 5 月) 及び「JICA 事業評価ハンドブック (Ver.1.1)」(2016 年 5 月) に沿って担当分野に係る以下の調査を行う。また調査団総括による取りまとめに協力する。併せて、JICA の環境社会配慮ガイドライン (2010 年 4 月公布) を十分に把握の上、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、担当分野に係る協力計画策定のために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2019 年 9 月上旬)

- ①要請書・関連報告書等の資料を収集・分析し、要請背景・内容等を把握の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。また、他の調査団員等と協議の上、ドミニカ共和国側関係機関 (カウンターパート (以下、「C/P」) 機関等) に対する質問票 (案) (英文) を作成する。質問票を事前にドミニカ共和国側に配布する場合には、JICA 担当部署と相談の上、JICA ドミニカ共和国事務所を通じて配布・回収し、回答結果を分析する。
- ②本プロジェクトの PDM (Project Design Matrix) 案、PO (Plan of Operations) 案について、助言を行う。
- ③本詳細計画策定調査で合意予定の M/M (Minutes of Meetings) (案)、R/D (Record of Discussions) (案) 作成に協力する。
- ④担当業務に関連する部分を中心に、対処方針 (案) (和文) 作成に協力する。
- ⑤他の調査団員等と協議の上、現地での訪問先の選定、調査日程 (案) の作成に協力する。
- ⑥調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間 (2019 年 9 月中旬～10 月上旬)

- ①JICA ドミニカ共和国事務所等との打合せに参加する。
- ②質問票や国内準備期間での検討分析結果に基づき、インタビューなどを通して情報・資料を追加収集し、現状の把握を行う。具体的に想定されている内容は以下のとおり。
 - ア) 先方政府の要請の背景及び内容
 - イ) 廃棄物管理に係る政策・計画及び法制度及びそれらの実施・運用状況

- ウ) 土地取得に係る法制度
- エ) 廃棄物管理に係る関係組織の概要（組織図、部署別業務内容・職員数、財務状況・予算の推移、所掌事務、職員の経験・能力）
- オ) 廃棄物管理の現状（収集運搬、中間処理、最終処分、料金システム、財務・経営、住民啓発、民間活用等）
- カ) 他ドナー（特に IDB 等）及びドミニカ共和国政府の自己資金による類似プロジェクトの実施状況
- キ) 本案件の終了後を見据えた他ドナーとの連携の可能性
- ク) 本プロジェクトに対する各関係機関のニーズ
- ケ) 本プロジェクトのドミニカ共和国側の実施体制
- ③環境社会配慮に関して、以下の情報収集、検討を行う。
 - ア) 戦略的環境アセスメント（SEA）、環境影響評価（EIA）制度、住民移転・用地取得に係る法制度、関係機関、実施体制、実施状況の調査
 - イ) 予備的スコーピング（予備的な影響項目の選定）の実施と、それに基づく環境社会配慮の調査項目等の作成（なお、ここで言う「予備的」とは、本技術協力プロジェクトの結果として最終処分場の整備計画が策定されるため、その前段階でいくつかの可能性を想定し、スコーピングを行う事を指す）
 - ウ) 情報公開用の予備的環境社会配慮調査結果（英文）の作成
- ④収集した情報・資料等に基づき、本プロジェクトの実施に必要な投入（専門家、研修、機材、C/P の配置、ローカルコストの負担）を検討する。
- ⑤ドミニカ共和国側関係機関とのプロジェクトのフレームワークに係る協議に参加し、JICA 調査団員をサポートする。合わせて協議結果の記録（議事録等）を作成する。
- ⑥収集した情報・資料等に基づいて、PDM 案、PO 案、R/D 案及び M/M 案の作成に協力する。
- ⑦現地調査結果を JICA ドミニカ共和国事務所等に報告する。

（3）帰国後整理期間（2019 年 11 月）

- ①評価 5 項目（妥当性、有効性、効率性、インパクト、持続性）の観点からプロジェクトを分析し、事業事前評価表（案）（和文・英文・西文）作成に協力する。
- ②収集資料を整理・分析する。
- ③現地調査における検討結果・合意内容をもとに、本プロジェクトの実施に必要な投入の詳細について助言を行う。（概算事業費、専門家の業務量、必要な機材の参考価格等）
- ④帰国報告会、国内打合せに出席し、担当業務に係る調査結果を報告する。
- ⑤詳細計画策定調査報告書（案）（和文）を作成する。

（4）その他

調査の実施に際しては、支援対象地域の社会（や家庭内）における男女の労働や力関係の現状、ジェンダーに関連する社会規範・慣習、男女で異なるニーズや課題等についても調査を行い、それらが明らかになった場合、ジェンダー課題やニーズに対して対応するための取り組みを PDM に反映させる。

なお、具体的な PDM 反映に際してのステップは以下のとおり。

- ①プロジェクトの枠組みの中でジェンダー課題を解消するための活動を特定・設定する。
- ②ジェンダー視点に立ったアウトプット（成果）設定の必要性を検討する。
- ③ジェンダー視点に立った取り組みを担保し測定するために指標を設定する。

【ニカラグア共和国】

本業務従事者は、他の調査団員として派遣される JICA 職員等と協議・調整しつつ、マナグア市に対して、将来的に無償資金協力や技術協力プロジェクトによる支援を検討するための基礎的な情報を収集するために必要な以下の調査を行う。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間（2019年9月上旬）

- ①ニカラグア事務所より地球環境部を通じて提供される現地情報や関連報告書等の資料を収集・分析し、要請背景・内容等を把握の上、現地調査で収集すべき情報を検討する。また、他の調査団員等と協議の上、ニカラグア共和国側関係機関等に対する質問票（案）（英文）を作成する。質問票を事前にニカラグア共和国側に配布する場合には、JICA 担当部署と相談の上、JICA ニカラグア共和国事務所を通じて配布・回収し、回答結果を分析する。
- ②他の調査団員等と協議の上、現地での訪問先の選定、調査日程（案）の作成に協力する。
- ③調査団打合せ、対処方針会議等に参加する。

(2) 現地業務期間（2019年10月上旬）

- ①JICA ニカラグア共和国事務所等との打合せに参加する。
- ②質問票や国内準備期間での検討分析結果に基づき、インタビューなどを通して情報・資料を追加収集し、現状の把握を行う。具体的に想定されている内容は以下のとおり。
 - ア) 廃棄物管理に係る政策・計画及び法制度の確認
 - イ) 廃棄物管理に係る関係組織の概要（組織図、部署別業務内容・職員数、財務状況・予算の推移、所掌事務、職員の経験・能力）
 - ウ) 廃棄物管理の現状（収集運搬、中間処理、最終処分、料金システム、財務・経営、住民啓発、民間活用等）
 - エ) 他ドナーの協力実施状況
 - オ) 各関係機関のニーズ
- ③現地調査結果を JICA ニカラグア共和国事務所等に報告し、適切な協力内容の検討に対して助言する。

(3) 帰国後整理期間（2019年11月）

- ①収集資料を整理・分析する。
- ②現地調査内容をもとに、ニカラグア共和国への廃棄物分野の協力方針の検討に対して助言する（適切なスキーム、投入内容等）。
- ③帰国報告会、国内打合せに出席し、担当業務に係る調査結果を報告する。
- ④報告書（案）（和文）を作成する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

【ドミニカ共和国】

- (1) 詳細計画策定調査報告書（案）（和文）
- (2) 収集資料一式

【ニカラグア共和国】

- (1) 廃棄物管理関連情報収集結果報告書（案）（和文）
- (2) 収集資料一式

2019年11月8日(金)までに電子データをもって提出すること。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」

(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>) を参照願います。留意点は以下のとおり。

- (1) 航空賃及び日当・宿泊料等
航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。
航空経路は、日本⇒（アトランタ／マイアミ）⇒サントドミンゴ⇒マナグア
⇒（アトランタ／ヒューストン）⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

①現地業務日程

現地業務期間は2019年9月15日～10月6日を予定しています。

JICAの調査団員は本業務従事者より数日遅れて現地調査開始予定です。

②現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

- ア) 総括（JICA）
- イ) 協力企画（JICA）
- ウ) 評価分析／廃棄物管理（本コンサルタント）

③便宜供与内容

JICAドミニカ共和国事務所ならびにニカラグア事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

全行程に対する移動車両の提供（JICA職員等の調査期間については、職員等と同乗することになります。）

エ) 通訳備上

あり

オ) 現地日程のアレンジ

JICAがアレンジします。なお、JICA職員等の到着前の関係機関へのアレンジについては、関係者の連絡先の提供等をJICA事務所より支援したう

えでコンサルタントによるアポイント取り付けが必要となる場合があります。

カ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

①本業務に関する以下の資料は JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。

・「ドミニカ共和国 全国廃棄物管理制度・能力強化プロジェクト プロジェクト業務完了報告書 メインレポート」

<https://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=0&method=detail&bibId=1000032164>

・「ドミニカ共和国 全国廃棄物管理制度・能力強化プロジェクト プロジェクト業務完了報告書 別冊1」

<https://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=1&method=detail&bibId=1000032166>

・「ドミニカ共和国 全国廃棄物管理制度・能力強化プロジェクト プロジェクト業務完了報告書 別冊2」

<https://libopac.jica.go.jp/search/detail.do?rowIndex=2&method=detail&bibId=1000032168>

・「中米・カリブ地域廃棄物管理分野 情報収集・確認調査」

http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12091880.pdf

②本契約に関する以下の資料をJICA調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。

ア) 提供資料: 「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」

イ) 提供依頼メール:

・タイトル: 「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」

・本文: 以下の同意文を含めてください。

「標記資料その他配布資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

③その他本業務に関する以下の資料を JICA 地球環境部環境管理第二チーム (TEL: 03-5226-9547、E-mail: gegem@jica.go.jp) にて配布します。

「ドミニカ共和国全国総合廃棄物管理制度・能力強化プロジェクトフェーズ2」
要請書 (写)

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、各国のJICA事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地作業の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地作業中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口またはJICA担当者に速やかに相談してください。
- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上